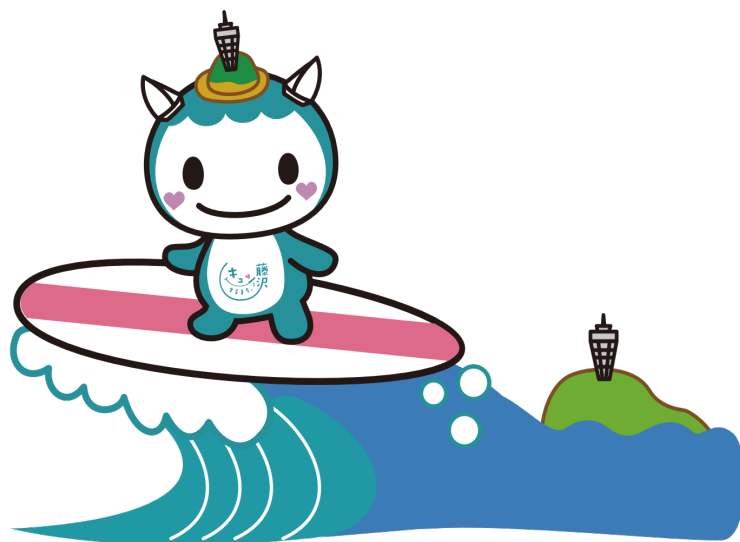


# 第1回藤沢市部活動地域移行 推進協議会

資料



2023年5月15日（月）15時～  
藤沢市役所本庁舎8-1・8-2会議室

<目次>

1 ページ	推進協議会・各検討専門部会開催日時及び会場
2 ページ	委員名簿
3 ページ	座席表
4 ページ	藤沢市部活動地域移行推進協議会設置要綱
6 ページ	藤沢市部活動地域移行推進協議専門部会運営要領
8 ページ	藤沢市部活動地域移行準備連絡会 協議のまとめ
13 ページ	協議メモ

1. 藤沢市部活動地域移行推進協議会開催日時及び会場（予定）

	日 時		会 場
第1回	2023年 5月 15日（月）	15:00～17:00	本庁舎 8階 8-1.8-2 会議室
第2回	2023年 8月 2日（水）	15:00～17:00	本庁舎 8階 8-1.8-2 会議室
第3回	2023年 11月 6日（月）	15:00～17:00	本庁舎 7階 7-1.7-2 会議室
第4回	2023年 12月 22日（金）	15:00～17:00	本庁舎 7階 7-1.7-2 会議室
第5回	2024年 3月 6日（水）	15:00～17:00	本庁舎 8階 8-1.8-2 会議室

2. 藤沢市部活動地域移行推進協議会専門部会開催日時及び会場（予定）

(1) 地域指導団体に関する検討専門部会

	日 時		会 場
第1回	2023年 5月 25日（木）	15:00～17:00	本庁舎 7階 7-3 会議室
第2回	2023年 6月 21日（水）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室
第3回	2023年 11月 13日（月）	15:00～17:00	本庁舎 3階 3-3 会議室
第4回	2023年 12月 4日（月）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室

(2) 指導者の質や研修に関する検討専門部会

	日 時		会 場
第1回	2023年 5月 22日（月）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室
第2回	2023年 6月 22日（木）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室
第3回	2023年 11月 15日（水）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室
第4回	2023年 12月 6日（水）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室

(3) 大会運営検討専門部会

	日 時		会 場
第1回	2023年 6月 5日（月）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-1 会議室
第2回	2023年 6月 29日（木）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室
第3回	2023年 11月 21日（火）	15:00～17:00	本庁舎 3階 3-3 会議室
第4回	2023年 12月 12日（火）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室

(4) 諸条件検討専門部会

	日 時		会 場
第1回	2023年 6月 9日（金）	15:00～17:00	本庁舎 8階 8-3 会議室
第2回	2023年 6月 30日（金）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室
第3回	2023年 11月 22日（水）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室
第4回	2023年 12月 13日（水）	15:00～17:00	本庁舎 5階 5-3 会議室

## 令和5年度藤沢市部活動地域移行推進協議会委員名簿

	氏名	所属	役職
1	東海林 祐子	慶應義塾大学総合政策学部兼大学院 政策・メディア研究科	准教授
2	川邊 保孝	東海大学 スポーツプロモーションセンター	准教授
3	田口 迪子	藤沢市文化団体連合会	常任理事
4	林 良雄	藤沢市体育協会	会長
5	谷口 三千也	藤沢市スポーツ少年団	本部長
6	太田 修二	藤沢市民交響楽団	団長
7	大井 秀幸	藤沢市学校・家庭・地域連携推進会議会長会	監査
8	越 美紀	藤沢の子どもたちのためにつながる会	副代表
9	福家 大輔	藤沢の子どもたちのためにつながる会	総務
10	櫻井 光	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	事務局次長
11	神原 勇人	藤沢市みらい創造財団	専務理事
12	加瀬 良一	御所見小学校	校長
⑬	笹原 信吾	滝の沢中学校	校長
⑭	亀山 憲生	村岡中学校（藤沢市中学校体育連盟）	校長
⑮	坪谷 麻貴	湘洋中学校長	校長
⑯	岸 寛人	藤沢市中学校体育連盟	理事長
17	中村 亮平	村岡中学校（藤沢市教職員組合）	教諭

※⑬は専門部会長

# 第1回藤沢市部活動地域移行推進協議会 座席表

(会場: 藤沢市役所 本庁舎8-1・8-2会議室)

【8-1(市民エリア)】  
入口

\* 順不同  
\* 敬称略

傍聴席(椅子10席)

事務局(進行) 事務局(進行) 事務局(進行) 事務局(進行) 事務局(進行)

運営委員

藤沢市学校・家庭・地域 連携推進会議会長会 監査 大井 秀幸	藤沢の子どもたちのために つながる会 副代表 越 美紀	藤沢の子どもたちのために つながる会 総務 福家 大輔	特定非営利活動法人 藤沢市民活動推進機構 事務局次長 櫻井 光	みらい創造財団 専務理事 神原 勇人
--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------

藤沢市民交響楽団 団長 太田 修二
藤沢市スポーツ少年団 本部長 谷口 三千也
藤沢市体育協会 会長 林 良雄
藤沢市文化団体連合会 会長 田口 迪子
東海大学 准教授 川邊 保孝
慶應義塾大学 准教授 東海林 祐子

御所見小学校 校長 加瀬 良一
滝の沢中学校 校長 笹原 信吾
村岡中学校 校長 亀山 憲生
湘洋中学校 校長 坪谷 麻貴
市中学校体育連盟 理事長 岸 寛人
村岡中学校 教員代表 中村 亮平

会長	副会長
----	-----

事務局(書記)

入口  
【8-2(職員エリア)】

## 藤沢市部活動地域移行推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 文部科学省が示す「部活動地域移行」について、この市におけるあり方を構築するため、この市に藤沢市部活動地域移行推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 部活動地域移行に関し学識経験を有するもの
- (2) 市立学校の校長・教頭及び教職員
- (3) 藤沢市スポーツ事業関係者
- (4) 藤沢市文化芸術事業関係者
- (5) 藤沢市小中学校保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを防げない。

### (会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (審議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 部活動地域移行に関する諸課題について検討し、及び整理すること。
- (2) 前号に規定する課題の解決を図るために、具体的な方向性を検討すること。
- (3) その他、必要とされること。

(専門部会)

第6条 専門的な課題について具体的な協議し、整理をするために専門部会を設置する。

2 専門部会の長は、教育委員会が指名する。

3 専門部会の名称その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委員の報酬)

第7条 会長に対する報酬は、日額10,100円とし、委員に対する報酬は、日額9,200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第6号の規定による委員に対する報酬は、日額9,200円を限度に、別に定めることができる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(運営委員)

第9条 協議会には、生涯学習部生涯学習総務課、文化芸術課及びスポーツ推進課並びに市民自治部市民自治推進課職員が運営委員として出席するものとする。

2 前項規定の運営委員は、協議会において、会長の許可を得た場合に限り発言権を有するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年 5月 1日から施行する。

## 藤沢市部活動地域移行推進協議専門部会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市部活動地域移行推進協議会設置要綱第6条第3項に基づき、藤沢市部活動地域移行推進協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 設置する専門部会は、次のとおりとする。

- (1) 地域指導団体に関する検討専門部会
- (2) 指導者の質や研修に関する検討専門部会
- (3) 大会運営検討専門部会
- (4) 諸条件検討専門部会

### (部会長)

第3条 専門部会の長(以下「部会長」という。)は、専門分野ごとに必要な知見を有する関係者の出席を求め、専門部会を開催し、協議した結果を協議会へ報告しなければならない。

### (関係者の出席)

第4条 部会長は、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 前項に規定する出席の求めに応じて出席した関係者に対する謝礼は、日額9,200円とする。

### (会議)

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議を招集することができる。

### (審議)

第6条 専門部会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 部活動地域移行に関する専門的な課題について検討及び整理すること。
- (2) 前項に規定する課題の解決を図るために、具体的な方向性を検討すること。
- (3) その他、必要とされること。

### (議事録の作成)

第7条 専門部会の会議の議事録については、主に要点筆記にて行うこととし、各部会長の確認をもって、その内容を決定することとする。

### (部会員の守秘義務)

第8条 部会長及び関係者は、会議等において得た情報について、他人に漏らしてはならない。



会を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、教育部教育指導課において総括し、及び処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、専門部会において審議し、決定する。

附 則

1 この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

2 この要領は、令和5年 5月 1日から施行する。

藤沢市部活動地域移行準備連絡会では、“地域の子もたちは学校を含めた地域で育てる”という視点に立ち、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動に限らず、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備することを目的に議論を重ねてきました。

令和5年度に設置する「藤沢市部活動地域移行推進協議会」は、この目的に沿って具体的な協議を進めることとします。

<国が示す「部活動地域移行」の概要>

1 学校部活動から地域クラブ活動へ

現在の「学校部活動」

教育課程外だが、学校教育の一環として、スポーツ・文化活動が行われている

⇒ 当該校の教員（部活動指導員）が、当該校の生徒に対して、当該校の施設で活動している（一部の学校間では、合同部活動が行われている）

《課題》

- ・少子化の進行により、今後は学校単位での部活動継続が難しいことが予測される
- ・競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日を含めた部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担

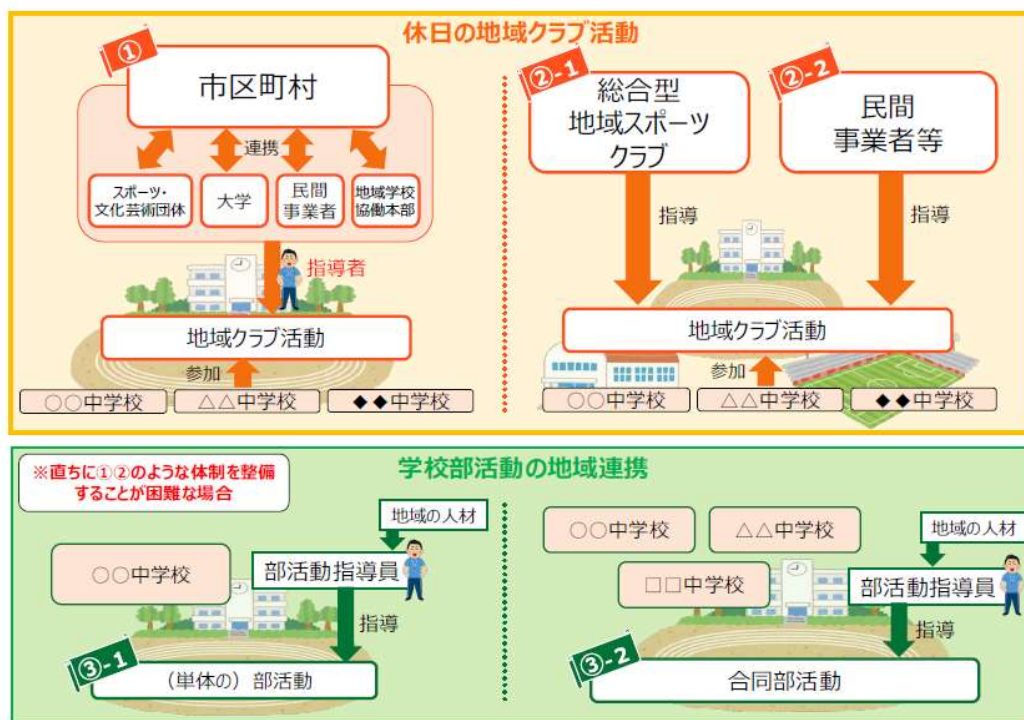
今後の「休日の地域クラブ活動」

学校と地域の多様な主体が連携して、休日にスポーツ・文化活動を行う

※地域の多様な主体：市、市が設立した運営団体、体育協会、種目別協会、文化・芸術団体、市民活動団体、地域学校協働本部、保護者会ほか

⇒ 地域団体の指導者が、地域の生徒（住民）に対して、学校施設や公共施設等で活動を行う

※地域クラブへの移行は、法律上、社会教育、スポーツ・文化芸術活動に位置づけられる

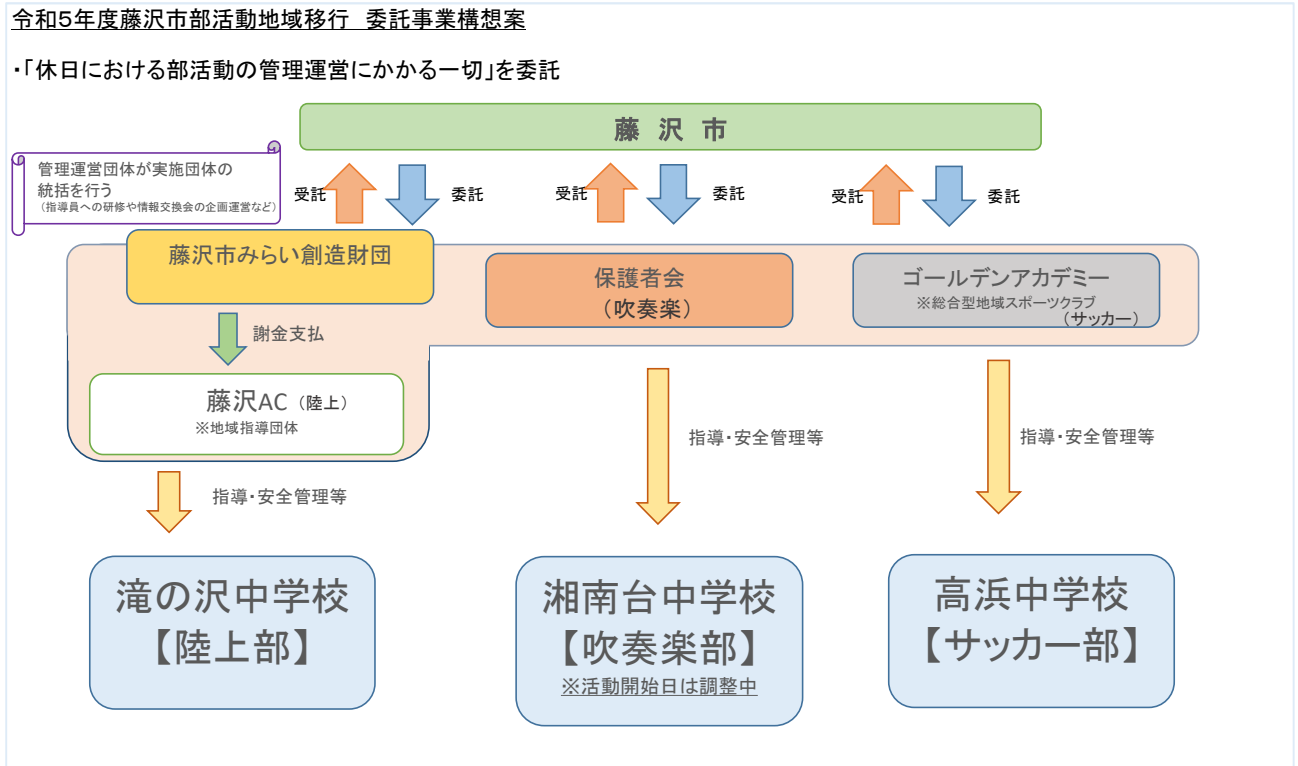


(スポーツ庁資料：「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」のイメージ図抜粋)

## 2 地域クラブ活動への移行に向けたモデル事業実施案 ～3つの手法～

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁から示されたガイドラインでは、令和8年度から休日の部活動地域移行の完全実施に向けて、令和5年度から各自治体でモデル事業を実施することが求められた。

これを受け、市教委では「現在、地域連携を行っている部活動」または「今後、地域連携を行えそうな部活動」について各中学校へ照会、モデル事業が『異なる手法』かつ『運動部・文化部で実施』できるよう調整し、3つの手法を選定したもの。



モデル① 滝の沢中学校陸上競技部（地域指導者＋兼職兼業教員による指導）

- ・以前から当該部活動の指導を行い、指導資格等も有する地域の陸上競技団体が休日の指導を行う。
- ・当該陸上部の顧問の教員も休日の指導を希望していることから、兼職兼業の手続きをして、地域の指導者として指導にあたる予定。

モデル② 湘南台中学校吹奏楽部（部活動指導員＋兼職兼業教員による指導）

- ・地域指導者である部活動指導員と保護者会の支援体制が定着しており、平日と休日の連携が円滑な部活動であることから選定したもの。
- ・実施主体を吹奏楽部保護者会とし、安全管理や予算管理等休日活動の運営業務を担う。
- ・兼職兼業手続きをした部活動指導員と当該吹奏楽部の顧問の教員が指導にあたる予定。

モデル③ 高浜中学校サッカー部（総合型地域スポーツクラブによる指導）

- ・地域移行の運営主体の主軸となる総合型地域スポーツクラブの活用を実施すべく、市内5クラブへのモデル活動実施可否調査を行い、実施可能と回答を得たクラブと、当該クラブの活動拠点地域にある学校と連携する。
- ・平日は顧問の教員、休日は総合型地域スポーツクラブの指導者が指導を行う。
- ・休日の部活動指導の前後に、総合型地域スポーツクラブが中学校のグラウンドを活用した事業実施予定。

### 3 令和5年度のモデル事業実施に向けた確認事項

- ◇モデル事業の実施は令和5年度から令和7年度までの3年間とし、検証は各年度随時行うとともに、年度末までに成果と課題をまとめ、翌年度の事業に反映する
- ◇モデル事業は、令和8年度からの地域クラブ活動への移行に向けた環境を整備するためのもので、持続可能な地域クラブの活動を目指すものとする
- ◇モデル事業の内容及び実施主体の選定理由等について、市教委から地域団体へ説明する機会を積極的に作る（委員からも選出母体への情報提供をお願いしたい）
- ◇指導者は「部活動指導員」、補助者は「外部指導者」の資格基準を満たすことを想定している
- ◇事業の実施にあたり、クラブ活動の位置づけや効用をどこまで求めるのか、基準を明確に示す実施主体に対する研修や情報交換により、実効性のある検証を行い次年度施策へ反映させる
- ◇質の高い指導者の確保及び保護者の受益者負担については、今後の大きな課題と捉えており、持続可能な制度となるよう引き続き検討を行う
- ◇教員が兼職兼業で活動中にケガをした場合、モデル事業実施期間内は公務災害の扱いとなるが、地域移行後の休業や補償の扱いについて、十分な検討を行う

### 4 令和6年度のモデル事業の実施に向けた意見・提案

- ◆令和5年度の検証を踏まえ、藤沢市として「何を目指し、何を求めるか」を打ち出すべき
- ◆持続可能な体制には、担い手の確保が必須 個人単位の指導ではなく、集団指導体制を全体を統括する管理運営団体が人材バンクとして指導者（個人）の登録を行うことが必要
- ◆管理運営団体には、指導者報酬のほかマネジメント費用など事務的経費も考えるべき
- ◆市内で活動する学術・文化芸術・スポーツ分野のボランティア団体は約100、NPOは約90 それぞれが関わりを持ちたいと思っているのでは？門戸を開くことも地域移行の手法と考える
- ◆市内で活動するサークル団体は約2,000 将来的に部活動も地域の方と一緒に活動する新しい形も考えられる
- ◆市全体で、“みんなで一緒に中学生（地域）の活動を支えよう”という風土づくり
- ◆大学との連携や他市との共同事業、コミュニティスクールの活用で、事業の可能性が広がる事務局から積極的な投げ掛けを
- ◆ある小学校では大学生の学習支援を受けている 部活動も指導してもらえると保護者も安心
- ◆スポーツ少年団との連携は有効 部活動にはない競技もあるはず 小学校から中学校へ進級しても、同じ指導者・同じ指導体制の中で活動ができる
- ◆吹奏楽を部活動とするモデルケースでは、外部指導者の資格基準（ハードル）が高くなるが、“地域の文化活動”とすれば基準も異なるため、来年度の検討事項とする
- ◆大会に生徒を引率する際の基準も見直すべき

## 5 準備連絡会の協議から

項目	期待・アイデア	課題
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日 / 平日で参加部活動を分ける</li> <li>・特定種目にこだわらない活動の推進</li> <li>・国の予算が確保できないのであれば、行政が県や国に働きかけて獲得を</li> <li>・まずは現行の部活動の移行を考える</li> <li>・「部活動」という名称を変える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒と保護者が抱く期待のずれの埋め方（アンケートから）</li> <li>・管理運営団体の担い手</li> <li>・全体（スポーツ・文化）コーディネーターの設置</li> </ul>
現状の部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートから交流を望む声が多いことから活発な交流を開始する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択肢が少ない</li> <li>・文化部の学校間交流が少ない</li> </ul>
団体（団体整備充実）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を生かす</li> <li>・地域団体（少年団・サークル）へ参加</li> <li>・市内のリソース活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年団からの継続性の少なさ</li> <li>・地域団体の把握</li> </ul>
指導者 （指導者の質・量の確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学との連携（大学生が指導）</li> <li>・企業との連携</li> <li>・藤沢市民力の高さを活かした仕組みづくり</li> <li>・兼職兼業制度（簡略化した手続き等の工夫） （部活外顧問の廃止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の高齢化</li> <li>・指導者に求める水準が不明確</li> <li>・ボランティア性の高い指導者の指導力担保が困難</li> <li>・兼職兼業制度 / 部活動との切り離し（部活動に関わらない職員への負担増）</li> <li>・休日に起きた課題の平日での対応</li> <li>・地域団体の社会教育力</li> </ul>
施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設利用（近隣校でグループを組み、特定の学校にならない工夫）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこまで外部の人を施設内に入れるのか</li> <li>・事故があった時の責任の所在</li> </ul>
大会運営 （大会の在り方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主催の大会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方々の関わり方（教員・地域が負担なく運営することが想像し難い）</li> </ul>
費用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に携わりたい人々へ金銭面サポートの必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困窮家庭ではない家庭への補助</li> </ul>
情報周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット作成配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者（生徒・保護者・団体等）の認知度の低さ</li> <li>・周知不足</li> <li>・受け皿となる地域への周知不足</li> </ul>

## 6 藤沢市部活動地域移行推進協議会（専門部会）への申し送り

### 【藤沢市部活動地域移行推進協議会への申し送り】

- ◇子どもの視点に立ち、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示していく。
- ◇スポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を受け、本市の同「ガイドライン」策定を行う
- ◇モデル事業の実施は令和5年度から令和7年度までの3年間とし、検証は各年度随時行うとともに、年度末までに成果と課題をまとめ、翌年度の事業に反映する  
また、令和5年度実施分の検証は、多様な地域団体が実施主体となる地域連携についての成果と課題の検証を軸とするが、「教員の負担軽減はできたのか」、「生徒の成長は図れたのか」など評価指標を置くことで、曖昧な検証とにならないようにする
- ◇令和6年度、令和7年度に実施については、例えば「新しい種目」、「新しい取り組み」を軸としたモデルの検証とするなど、明確な検証となるようにする
- ◇モデル事業は、令和8年度からの地域クラブ活動への移行に向けた環境を整備するためのもので、持続可能な地域クラブの活動を目指すものとする
- ◇モデル事業の内容及び実施主体の選定理由等について、市教委から地域団体へ説明する機会を積極的に作る（委員からも選出母体への情報提供をお願いしたい）

### 【指導者の質や研修に関する検討専門部会への申し送り】

- ◇指導者は「部活動指導員」、補助者は「外部指導者」の資格基準を満たすことを想定している
- ◇教員へのアンケート結果から、約6割の教員が地域移行後の部活動指導を希望していないことから、十分な指導者の確保が求められる

### 【地域指導団体に関する検討専門部会への申し送り】

- ◇事業の実施にあたり、クラブ活動の位置づけや効用をどこまで求めるのか、基準を明確に示す実施主体に対する研修や情報交換により、実効性のある検証を行い次年度施策へ反映させる
- ◇生徒や保護者アンケートの結果から、学校に設置されていない様々な新しい種目への高いニーズと、本市の各地域クラブや団体をどのように結びつけることができるか

### 【諸条件検討専門部会への申し送り】

- ◇質の高い指導者の確保及び保護者の受益者負担については、今後の大きな課題と捉えており、持続可能な制度となるよう引き続き検討を行う
- ◇教員が指導経験のない競技や種目の指導をしなければならない現状や、種目によっては合同部活動にしないと大会への出場もままならない部が既にある
- ◇スポーツ格差の解消について、どのような仕組みづくりが必要かしっかり議論し検討を行う
- ◇教員が兼職兼業で活動中にケガをした場合、モデル事業実施期間内は公務災害の扱いとなるが、地域移行後の休業や補償の扱いについて、十分な検討を行う

### 【大会運営検討専門部会への申し送り】

- ◇地域クラブの中体連大会の参加のあり方を検討する
- ◇モデル事業部活動の中体連大会の参加のあり方を検討する
- ◇拠点型クラブチームの中体連参加資格について（全国大会までの出場資格につなげられるか）

<協議メモ>

